

## 裁 決 書

審査請求人

上記代理人

処 分 庁 東広島市福祉事務所長

上記審査請求人（以下「審査請求人」という。）から、平成19年5月18日付けで提起のあった上記処分庁（以下「処分庁」という。）の生活保護法（昭和25年法律第144号。以下「法」という。）第25条の規定による保護変更決定処分についての審査請求に対して、次のとおり裁決する。

### 主 文

処分庁の審査請求人に対する保護変更決定処分を取り消す。

### 審 査 請 求 の 要 旨

- 1 審査請求人の請求の趣旨は、処分庁が、平成19年3月20日付けで審査請求人に対して行った保護変更決定処分（以下「本件処分」という。）の取消しを求めるというものであって、その理由とするところは、次のとおりである。
  - (1) 本件処分の決定通知書（以下「本件通知書」という。）の「基準額年度改定による」という一言だけで、審査請求人と家族の生活費が一方的に減額された。本件通知書に書いてあることだけでは、処分の理由や減額の内容がわからない。理由や内容のわからない処分や決定は無効である。
  - (2) 本件処分により保護費が減額される前、審査請求人の生活実態や家計の収支、生活上の必要性などの状況について、調査や確認は一切なかった。これは、法第9条（必要即応の原則）に違反する。そして、同じ理由で、本件処分の根拠となった「基準改定」は、法第8条（基準及び程度の原則）に違反する「改定」である。
  - (3) 審査請求人と家族の生活は、本件処分がされる前の支給額でもぎりぎりだったのに、保護費が削減されたため、「健康で文化的な生活」ができない。本件処分は、審査請求

人と家族の生活実態をいっさい無視して、正当な理由がないのに行われたもので、法第56条（不利益変更の禁止）に違反している。

(4) 上記(1)から(3)までのとおり本件処分は法に違反しており、さらに生存権の保障を規定した憲法第25条にも違反している。また、日本が締結し国際的に約束した「経済的、社会的及び文化的権利に関する国際規約」に違反する。

(5) 厚生労働省は、来年4月にまた母子加算を減額し、2年先には加算そのものをなくすと言っている。その理由は、「母子世帯の生活保護基準は保護を受けていない母子世帯の収入と比べて高い」ということだそうである。とんでもない言い分である。母子世帯の収入が低いのは、女性の雇用条件が悪かったり、賃金が低すぎたりするからで、保護の基準が高いわけではない。「健康で文化的な生活」にふさわしい保護の基準の設定、制度の復活、改善、拡充をするべきである。

なお、審査請求人は、証拠として、本件処分に係る保護決定通知書の写し2通を提出した。

2 処分庁の弁明の趣旨は、本件審査請求を棄却するよう求めるというのであって、その理由とするところは、次のとおりである。

(1) 生活扶助費の算定は、法第8条第1項の規定により厚生労働大臣の定める基準に基づいて行うこととされており、この基準自体について、処分庁に裁量権はない。本件処分についても厚生労働大臣の定める「生活保護法による保護の基準」（昭和38年厚生省告示第158号。以下「保護の基準」という。）に基づき生活保護費を算定したものである。

(2) 上記のとおり、本件処分には、違法又は不当な点はない。

なお、処分庁は、証拠として、

審査請求人に係る保護台帳の写し1通

審査請求人に係るケース記録票の写し1通

本件処分に係る保護決定調書の写し1通

本件処分に係る保護決定通知書の写し1通

を提出した。

#### 裁 決 の 理 由

1 当庁が認定した事実は、次のとおりである。

(1) 処分庁は、審査請求人の世帯の生活扶助基準額を、平成19年4月1日から月額 [REDACTED] 円に変更すべきものと決定し、同年3月20日付けの本件通知書を審査請求人に送付した。

(2) 処分庁は、本件処分において、審査請求人に対して次のとおり加算を認定している。  
母子加算 [REDACTED] 円、児童養育加算 [REDACTED] 円、障害者加算 [REDACTED] 円  
加算額合計 [REDACTED] 円

(3) 審査請求人は長男を [REDACTED] していることから、 [REDACTED] を受給して

いる。

(4) 審査請求人の世帯は[ ]人世帯であるが、保護の基準別表第1第2章の4に定める障害者加算の対象となるのは[ ]のみである。

2 本件審査請求に対する当庁の判断は、次のとおりである。

(1) 審査請求人は、本件処分により減額された生活保護費では、現状の生活維持の需要を満たしえないものであるとして、本件処分の取消しを求めている。

(2) しかしながら、法は、「この法律は、日本国憲法第25条に規定する理念に基き、国が生活に困窮するすべての国民に対し、その困窮の程度に応じ、必要な保護を行い、その最低限度の生活を保障するとともに、その自立を助長することを目的とする」(法第1条)とし、その保護は、「厚生労働大臣の定める基準により測定した要保護者の需要を基とし、そのうち、その者の金銭又は物品で満たすことのできない不足分を補う程度において行うものとする」(法第8条第1項)と規定している。

そして、この規定を受けて、厚生労働大臣は保護の基準を定めている。

(3) 保護の実施に当たっては、上記(2)のとおり、保護の基準に基づいて行う旨法で規定されているのであるから、本件処分が、違法又は不当かどうかを判断するに際しては、処分庁が、保護の基準に基づく適正な処分決定を行っているかどうかを判断することになる。

(4) 処分庁は、上記1(1)の認定事実のとおり、審査請求人に対して、平成19年3月20日付けで本件処分を行っているが、加算額を除いては、審査請求人の世帯の状況を考慮し、保護の基準に基づいて適正に保護費が認定されている。しかし、加算額については、処分庁の審査請求人に対する[ ]加算の認定には理由がなく、上記1(3)及び(4)の認定事実に基づき、保護の基準別表第1第2章の4の(2)のイにより、審査請求人の[ ]に障害者加算が認定されなければならない。したがって、審査請求人の世帯の加算額については、保護の基準に基づき次のとおり算定されなければならない。

審査請求人に対する加算額 母子加算 [ ]円、児童養育加算 [ ]円  
[ ]に対する加算額 障害者加算 [ ]円  
加算額合計 [ ]円

(5) したがって、審査請求人の世帯の加算額を誤った本件処分には瑕疵がある。

3 上記のとおりであるので、本件処分は瑕疵ある行政処分として取消しを免れない。

よって、行政不服審査法(昭和37年法律第160号)第40条第3項の規定により、主文のとおり裁決する。

平成20年6月2日

広島県知事 藤田 雄山

